

## 当別町観光パンフレット作製業務委託 仕様書

### 1 業務名

当別町観光パンフレット作製業務委託

### 2 業務の目的

「北欧の風 道の駅とうべつ」及び「ロイズタウン工場」等の集客効果により、西当別地区の観光入込客数が大きく伸びている一方で、本町地区を訪れる観光客の取り込みが喫緊の課題となっている当別町の「観光施設」「食」「歴史」等を道内外に広くPRし、まちへの関心を深めること並びに観光客が町内全域へ周遊することを目的とし、観光客が必要とする情報をわかりやすく盛り込んだパンフレットを作製する。

### 3 業務期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

### 4 業務委託内容

本業務を受託する者（以下「受託者」という。）はパンフレットの製作に係る全ての業務（企画、取材、写真撮影、デザイン、写真及び画像の手配、校正等編集作業、印刷、製本、PDFデータ作成等）を行うものとする。

### 5 業務の仕様

#### (1) コンセプト

- ① 西当別地区の観光施設のうち、来場者数が多い「北欧の風 道の駅とうべつ」「ロイズタウン工場」「スウェーデンヒルズゴルフ倶楽部」等をフックに町内全域（特に本町地区）に観光客を誘導するための工夫を施すこと。
- ② 「観る」「食べる」「泊まる」をキーワードとし、宿泊客増加に繋げるため、当別町内すべての宿泊施設の詳細情報を掲載すること。
- ③ 単なる説明だけでなく、関係者の取材などにより観光施設や飲食店のこだわりなどを掘り下げた内容とすること。
- ④ 写真やQRコードを有効に活用し、限られたページ数で最大限の誘客効果を発揮させること。
- ⑤ 表紙は他市町村のパンフレットと一緒に並べた際に埋没せず、インパクトのあるデザインを採用すること。
- ⑥ 地域の魅力発信効果が最大化する配布先を提案すること。  
(道内道の駅、JR駅、空港、レンタカー会社等)

## (2) 掲載内容

掲載内容案は下記のとおりとする。

なお、下記以外でより効果的と考えられる情報がある場合は提案すること。

- ① 当別町の概要紹介（基本情報、伊達家開拓の歴史、気候、交通アクセスなど）
- ② 観光施設の紹介（道の駅とうべつ、ロイズタウン工場など）
- ③ 観光情報の紹介（飲食店、宿泊施設、イベント情報など）
- ④ 特産品の紹介（農産品及び加工品など）
- ⑤ 観光協会会員の広告枠の確保

## 6 成果物

受託者は、期日までに以下の成果物を納めるのものとする。

### (1) 観光パンフレット

- ① 製作部数：15,000部
- ② 版 型：A4判
- ③ 紙質・ページ数：各提案者の自由提案とする
- ④ 印刷仕様：カラー印刷
- ⑤ 電子データ：印刷入稿データ及びPDF版データ（フォント埋め込み）などの電子データ一式は、CD-ROMまたはDVD-ROMに収納し納品すること。
- ⑥ 配布先：15,000部のうち5,000部を提案の配布先に配架すること。  
その際、受託者が配布先へ配架設置の事前承諾を得て配布すること。
- ⑦ 提出期限：令和6年12月27日（金）までに納品し検収を受けること。

### (2) その他 委託者及び受託者間で必要としたもの

## 7 業務の実施について

- (1) 業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託するときは、予め委託者に書面により報告し、委託者の承認を得ること。ただし、企画提案書に記載されているものについてはこの限りでない。
- (5) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに当別町に無償で譲渡するものとする。

- (6) 受託者は、本業務の遂行にあたり第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権、その他権利を侵害しないこと。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏洩すること並びに資料及びデータの紛失、滅失、毀損及び盗難等を防止するために必要な措置を講じること。
- (8) 再編集が可能な電子データ（adobe 製品のデータ形式）を納品すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 8 その他

- (1) 掲載する写真・文章は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならないよう格段の配慮をすること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、当別町と協議のうえ業務の一部を委託することができることとする。
- (3) 受託者は、業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。
- (4) 仕様書にない項目で疑義が生じる場合は、必要に応じて協議し決定することとする。